

令和3年2月3日

※下線は前回からの変更箇所

緊急事態宣言延長に伴う姫路市の主な対応

令和3年1月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、政府から緊急事態宣言が発出され、兵庫県等が令和3年1月14日から2月7日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域として追加された。

本市としても、これ以上の感染拡大を何としても抑え、市民の皆さまの生命・健康を守り医療崩壊を防ぐために、市民の皆さまへ行動変容を促すとともに、市役所が持てる資源を感染拡大防止に集中させ、確固たる取り組みを進めてきた。

2月2日に政府が、兵庫県等に発出している緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長する方針を決定し、県の対処方針が改定されたことを受け、引き続き、本市においては、基本的に現在の警戒体制を維持した対応を取るものとする。

なお、感染症への対応については、国・県との連携が必要であり、広域的な感染症対策として、国・県の対処方針に沿った措置を行うこととする。

1 外出の自粛要請等

次の事項を市民の皆さまに要請する。

- ・生活の維持に必要な場合を除き不要不急の外出自粛、特に20時以降の不要不急の外出を自粛すること。
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること。
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。
- ・感染リスクが高まるとされる「5つの場面」に注意すること。
 - ①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活
 - ⑤休憩室、喫煙所、更衣室等

2 市立学校園

臨時休業は実施せず、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施した上で、教育活動を行う。

3 社会福祉施設

(1) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ

臨時休業は実施せず、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業を実施する。

(2) 高齢者・障害者施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。

4 市有施設

観光・文化施設、スポーツ施設、貸館施設については、十分な感染防止対策を実施するとともに、原則、営業時間を20時まで短縮する。

5 イベントの開催

市主催及び共催イベントや行事については、原則、中止とする。

6 観光事業

姫路に泊まって！宿泊割引キャンペーンを一時停止する。

姫路・播磨の魅力再発見！バスツアーを3月7日分まで中止する。

7 庁内の対応等

(1) 職員の在宅勤務（テレワーク）や時差勤務等の活用により、接触機会の原則7割削減を目指す。

(2) 職員の感染予防対策の再徹底を図る。

- ・WEB会議システムの活用
- ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・健康管理の徹底
- ・所属長への検温報告等